

件名	地区センター（公民館）等の利用時に記入する書類について
受付日	令和5年10月12日
ご意見・ご提案の概要	地区センター（公民館）等の利用後、青少年、成人、女性、高齢者に区分した参加人数の記入を求められるが、年齢等の区分の基準が分からない。県は、何を調べるためにこの区分としているのか。
県の考え方	<p>ご記入いただいている情報は、文部科学省が実施している「社会教育調査」に回答するうえで必要となるものであり、その調査結果は、社会教育施策の検討・立案や、大学等における学術研究のための基礎資料として利用されております。</p> <p>なお、社会教育調査では、「青少年」はおおむね30歳未満までの男女、「成人」は満18歳以上の男女、「女性」は女性のみ、「高齢者」はおおむね60歳以上の男女として対象者を区分しております。</p> <p>この点について、利用者の方に分かりやすくご説明できるよう、各市町村を通じて公民館等にあらためて周知してまいります。</p>
担当課	環境生活部 環境生活政策課